## 重要事項説明書

記入年月日	令和6年1月1日			
記入者名	細井 智美			
所属・職名	事務長			

## 1 事業主体概要

St Flor	(ふりがな) しゃかいふくしほうじんみさとかい					
名称	社会福祉法人美郷会					
主たる事務所の所在地	〒 573−1137					
土たる事務別の別任地	大阪府枚方市西招提町1253番地					
	電話番号/FAX番号	072-864-1811/072-868-3844				
連絡先	メールアドレス	<u>f-nagao@misugikai.jp</u>				
	ホームページアドレス	http:// <u>www.misugikai.jp</u>				
代表者(職名/氏名)	理事長	/ 佐藤 眞杉				
設立年月日	平成 15年3月6日					
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表)					

## 2 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

A €r	(ふりがな)ふるーるながお						
名称	フルール長尾						
届出・登録の区分	高齢者の居住	<b>上の安定確保に関する法律第5</b> 条	第1項	こ規定するサ	ービス付き高齢者向け住宅の登録		
有料老人ホームの類型	介護付(一	般型特定施設入居者生活介護	を提供	する場合)			
所在地	〒 57	3-0153					
万11工工匠	大阪府枚方市藤阪東町三丁目5番8号						
主な利用交通手段	JR学研都	JR学研都市線「長尾駅」からバス5分、降車後徒歩3分					
	電話番号/	FAX番号	072-807-5258/072-807-5272				
連絡先	メールアド	レス	f-nagao@misugikai.jp				
	ホームページアドレス			http:// www.misugikai.jp/nagao/index.html			
管理者(職名/氏名)	管理者 (介護福祉士)		/	石井 大衲	f		
官理有(概有/八石)	管理者 (介護福祉士) 特定施設入居者生活介護			川添 崇史			
有料老人ホーム事業 開始日/届出受理日	平成	26年10月1日	/	平成	26年1月14日		

## (特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772410177	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	令和 6年1月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772410177	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和 6年1月1日		

## 3 建物概要

	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自	動更新	なし		
土地	賃貸借契約の期間	平成	26年	10月1	日	~	令和	36年	1 2月31日
	面積	3	, 928. 3	m²					
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
	賃貸借契約の期間	平成	26年	10月1	日	$\sim$	令和	36年	1 2月31日
	延床面積	4	, 710. 7	m <sup>2</sup> (うち有	育料老人ホー	ーム部分	3	, 690. 7	m²)
建物	竣工日	平成	26年1	0月1日	用途区分		<b>)</b>	共同住宅	2/有料老人ホーム
建物	耐火構造	耐火建築	至物	その他の	の場合:				
	構造	鉄骨造		その他の	の場合:				
	階数	3	階	(地上	3	階、地階	0	階)	
	サ高住に登録して	ている場合	合、登録基	ま準への 道	窗合性		適合してい	る	
	総戸数	100	戸	届出又は	<b>登録</b> (指	6定)をし	た室数	45室	( )
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	X	×	0	18	52	タイプ1
	一般居室個室	0	0	X	×	0	21	4	タイプ2
居室の 状況	一般居室個室	0	0	×	0	0	21	42	タイプ3
かくわし	一般居室個室	0	0	×	0	0	22. 75	2	タイプ4
	共用トイレ	7ヶ所		うち男女別の対応が可能な			2トイレ	5	ケ所
	X/11 1 1 V		7 121	うち車椅子等の対応		応が可能	となトイレ	7	ケ所
	共用浴室	個室	10	ヶ所 大浴場 1ヶ所		ケ所			
	共用浴室におけ る介護浴槽		0	ヶ所			ヶ所	その他:	
	食堂	1	ヶ所	面積 159.1 m²		入居者や家族が利 あり		あり	
共用施設	機能訓練室	1	ヶ所	面積	責 52.8 m <sup>2</sup> 用で		用できる調	用できる調理設備	
	エレベーター	あり(ス	トレッチ	ヤー対応	<u>v</u> )	2	ケ所		
	廊下	中廊下		m	片廊下	1. 7	m		
	汚物処理室		1	ケ所				1	
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	Notice Water	通報先	1 階事務	室	通報先から居室までの到着予定時間 1分				
	その他	談話室、		理美容室					
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合の基本に						
	防火管理者		防災計画	i	あり	避難訓練	東の年間回数	2	口

## 4 サービスの内容

## (全体の方針)

運営に関する方針			ご契約者が、自らの意思に基づいて、生き生きとした生活 を送っていただけるよう、お手伝いいたします。
			1. 安心できる生活環境を提供します 2. 自由度の高い生活環境を提供します
サ	ービスの種類	提供形態	委託業者名等
入	浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食	事の提供	自ら実施	
訓	理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健	康管理の支援(供与)	自ら実施	
状	況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容		・状況把握:毎日1回、居室訪問し声掛けを行います ・生活相談:日中随時受付、必要時専門機関等を紹介しま
	サ高住の場合、常駐する者		介護福祉士、介護職員初任者研修又は事務職員
健	康診断の定期検診	委託	美杉会健診センター
		提供方法	随時、健康診断の機会付与
利	用者の個別的な選択によるサー	ビス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐	待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【管理者】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
身体的拘束			・身体的拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で1月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。(継続して行う場合は概ね1月毎行います。)2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。
非常災害対策			①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者(防火管理者) 職・氏名:(管理者 石井 大祐 ) ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 9 月・ 3

## (介護サービスの内容)

	更設サービス計画及び介護予防 西設サービス計画等の作成	①入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)特定施設入居者生活介護計画を作成します。 ②(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで交付します。 ③それぞれの入居者について、(介護予防)特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行います。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
	食事の提供及び介助	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた 栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切 な食事を提供します。
日	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身浴・部分 浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
常生活	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
上の世話	離床・着替え・整容等の日 常生活上の世話	①寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
μμ	  移動・移乗介助  	かり かり から かり から かり から
	服薬介助	かり か
機	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通 じた訓練を行います。
能訓	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを 通じた訓練を行います。
練	器具等を使用した訓練	あり
	創作活動など	あり
その他	健康管理	①看護職員により入所者の状況に応じて適切な措置を講じます。 ②外部の医療機関に通院する場合はその介助について出来る限り配慮します。
	相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。
施設の利用に当たっての留意事項		・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出てください。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出てください。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないようにしてください。
心身の	の状況の把握	(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
居宅分	介護支援者等との連携	①(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します(短期利用のみ)。③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します(短期利用のみ)。

施設における衛生管理等	備又は飲用に供置を講じます。 ②(介護予防)にまん延しない。 ③食中毒及び感	特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措 特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又ように必要な措置を講じます。 染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて 指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
従業者の禁止行為	①医療行為(たたく。) ②入居者又は家が ③入居者又は家が ④身体拘束その( や身体を保護する)	スの提供に当たって、次の行為は行いません。 ごし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除 族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり 族からの金銭、物品、飲食の授受 他入居者の行動を制限する行為(入居者又は第三者等の生命 るため緊急やむを得ない場合を除く) 又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、そ
サービスにあたっての留意事項	険だ知②か入は有す③護介た④行等ま⑤ る書きら入に居、効。入計護だサいのす。 資ませ居当者要期 居画計く一ま心。介体格すく者該に介間 者」画よビす身 護的 を見いったが申対護が 及をしらス。の 予な 要被さ要請し認終 び作はお提な状 防指 の 予な、願供お況 の 予な	護認定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速や行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が行われていない等の場合であって、必要と認められるときの更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定のする30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしま族の意向を踏まえて、「(介護予防)特定施設入居者生活介します。なお、作成した「(介護予防)特定施設入居者生活入居者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認い
その他運営に関する重要事項		ため職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、 等の研修を実施しています。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	あり	
人員配置が手厚い介護サービス の実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上

- (短期利用特定施設入居者生活介護の概要:以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】 ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介 護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護 保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するもので あること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定 特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他 の金品を受領しないこと
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起 算して5年以上の期間が経過していること。

## (併設している高齢者居宅生活支援事業者)

## 【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) でいさーびすせんたーふるーるながお デイサービスセンター―フルール長尾 (ふりがな) しょーとすていせんたーふるーるながお ショートステイセンターフルール長尾
事業所の所在地	〒573-1137 大阪府枚方市西招提町1253番地
事業者名	(ふりがな) しゃかいふくしほうじんみさとかい 社会福祉法人美郷会
併設内容	通所介護・予防通所事業、短期入所生活介護(介護予防含む)

	(ふりがな) みすぎかいほうもんかんごすてーしょんまきのながおしゅっちょうじょ					
	美杉会訪問看護ステーションまきの長尾出張所					
事業所名称	(ふりがな) みすぎかいほーむへるぱーすてーしょんながお					
	美杉会ホームヘルパーステーション長尾					
	(ふりがな) ふるーるながおけあぷらんせんたー					
	フルール長尾ケアプランセンター					
事業所の所在地	〒573-1124					
争未別の別任地	大阪府枚方市養父東町65番1号					
事業者名	(ふりがな) しゃかいいりょうほうじんみすぎかい					
尹未日冶	社会医療法人美杉会					
併設内容	訪問看護(介護予防含む)、訪問介護・予防訪問事業、居宅介護支援					

## (連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

### 【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) かいごろうじんほけんしせつみすぎ					
<b>ず</b> 未/月石が	介護老人保健施設美杉					
事業所の所在地	〒573−1124					
争未例 27月11年地	大阪府枚方市養父東町65番1号					
事業者名	(ふりがな) しゃかいいりょうほうじんみすぎかい					
尹未有名	社会医療法人美杉会					
連携内容	通所リハビリテーション(介護予防含む)、短期入所療養介護(介護予防含					

## (医療連携の内容)※治療費は自己負担

压棒士怪	救急車の手配 その他の場合:				
医療支援					協力医療機関への通院送迎
	名 称			称	社会医療法人美杉会 佐藤病院
	住			所	大阪府枚方市養父東町65番1号
	診	療	科	Ш	内科、呼吸器内科、循環器内科、用化器内科、皿板内科、 糖尿病内科、腎臓内科(人工透析)、神経内科、外科、呼 吸器外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、 脳神経外科、形成外科、腫瘍外科、内視鏡外科、アレル ギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、 耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、 放射 線治療科、泌尿器科(男性不妊治療)、麻酔科(全31診療 科)
拉力压炼機即	協	カ	内	容	急変時の対応
協力医療機関	כתכט	/3	Ŋ	谷	<mark>その他の場合:</mark>
	名 称			称	社会医療法人美杉会 男山病院
	住			所	京都府八幡市男山泉19番地
	紾	療	科	囯	内科、相化器内科、皿板内料、槽床柄内科、胃臓内科(人工透析)、脳神経内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、緩和ケア内科(全23診療科)
	協	カ	内	容	急変時の対応
	נגנע	//		T	その他の場合:
	名 称		称	陰山歯科医院	
協力歯科医療機関	住			所	大阪府枚方市岡山手町5-18
WA/ J 四 1 1 区 /水 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1	協	カ	内	容	訪問診療
	לללט	73		4	その他の場合:

## (入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他					
八石仮に石里で住み省んる場合	その他の場合:					
判断基準の内容	常時介護が必要となった場合に、ナースステーション近い 居室への住み替えを求める場合があります。					
手続の内容		本人・身元引	受人の同意を	得ます。		
追加的費用の有無		なし	追加費用	面積の減少		
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行				
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容			
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の減少		
	便所の変更	なし	変更の内容			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	なし	変更の内容			
使削の店室との仕様の変更	洗面所の変更	なし	変更の内容			
	台所の変更	なし	変更の内容			
	その他の変更	なし	変更の内容			

## (入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護				
留意事項	入居時満60歳以上。ホームの看護職員は、中心静脈栄養管理の対応不可だ が、その他の療養管理については要相談。				
契約の解除の内容	①入居者が死亡	したとき ②	入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に 危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介 護・接遇では防止できない場合、等		
	解約予告期間		(内容により) 即時~30日		
入居者からの解約予告期間	1	ケ月			
体験入居	あり 内容		1泊から数週間の利用、費用は日割り計算による		
入居定員	100 人		(介護予防) 特定入居者生活介護 45人		
その他					

# 5 職員体制

## (職種別の職員数)

	職員数	(実人数)			
	合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
		常勤	非常勤		
管理者(サ高住)	1	1			
管理者 (特定)	1	1			計画作成担当者
生活相談員	1	1			併設事業所と兼務
直接処遇職員	4	4			管理者1人
介護職員	10	9	1		併設事業所と兼務
看護職員		2			併設事業所と兼務
介護補助職員	1		1		
機能訓練指導員		1			
計画作成担当者	1	1			管理者
栄養士	1	1			併設事業所と兼務
調理員	6	3	3		併設事業所と兼務
事務員	2	1	1		併設事業所と兼務
その他職員					
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき				時間数	37.5 時間

## (職務内容)

管理	者	従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の 従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
生活	相談員	入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活 に必要な支援を行います。
直接	5処遇職員	
	介護職員	入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な 技術をもって行います。
	看護職員	常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ず るものとします。
機能	訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
計画	ī作成担当者	入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の 特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサー ビス計画を作成する。
栄養	士	適切な栄養管理を行います。
調理	!員	食事の調理を行います。
事務	員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
その	他職員	

## (資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考	
		常勤	非常勤	//用 <b>/</b> 与	
社会福祉士	1	1			
介護福祉士	10	9	1		
介護支援専門員	1	1			
看護師	2	2			

## (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	슴計					
		常勤	非常勤			
看護師又は准看護師	1	1				
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
柔道整復師						
あん摩マッサージ指圧師						

## (夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間( 17時~8 時30分)						
	平均人数		最少時人数(宿直者・休	憩者等を除く)		
看護職員		人		人		
介護職員	2	人	1	人		
生活相談員		人		人		
		人		人		

## (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護	契約上の	)職員配置比率	3:1以上	
の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 (一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略)	実際の酢		3:1	
勿口、 予(関(よ)目 四)	(記入日	日時点での利用者数:常勤		
<b>り切む。 びっ利田利佐会</b>		ホームの職員数		人
外部サービス利用型特定が る有料老人ホームの介護 <sup>・</sup>	サービス	訪問介護事業所の名称		
提供体制(外部サービス制定施設以外の場合、本欄は	利用型特	訪問看護事業所の名称		
ACDEDX VA/FY/勿 ロ、 在物別	4.日 4日/	通所介護事業所の名称		

# (職員の状況)

	他の職務との兼務			务			あり				
管理	者	業務に係 資格等	<b>そ</b> る	あり	資格等の	)名称	看護師・介護福祉士・計画作成担当者 社会福祉士				
		看護	職員	介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年採用	度1年間の 者数										
退職	度1年間の 者数										
員の人数	1年未満										
数事した	1年以上 3年未満										
経験年	3年以上 5年未満										
数に応	5年以上 10年未満					1					
じ た 職	10年以上	2		9	1			1		1	
備考	備考										
従業	従業者の健康診断の実施状況			あり							

## 6 利用料金

## (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	居住の権利形態					
			Ĵ			
利用料金の支払い方式		選択方式の ※該当する力 選択				
年齢に応じた金額設定		なし				
要介護状態に応じた金額	設定	なし				
入院等による不在時にお	おける利用料	なし				
金(月払い)の取扱い		内容:				
利用料金の改定	条件	租税、物件価格、近隣住宅の賃料相場、維持管理費増、消費者物品数、雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料が不相当になた場合				
	手続き	料金改定を行う1ヶ月前までに、書面により説明・同意を上で行うものとします				

## (代表的な利用料金のプラン)

;					プラン1 (特定施	設利用)	プラン2(特定施設利用なし)		
要介護度				要介護度	自立・要支援・	要介護	自立・要支援・要介護		
人居	者の状	沈		年齢	60歳以上		60歳以上		
部屋タイ				部屋タイプ	一般居室個室		一般居室個室		
				床面積	18. 00 m²		18. 00 m²		
				トイレ	あり		あり		
居室	の状況			洗面	あり		あり		
				浴室	なし		なし		
				台所	なし		あり		
				収納	あり		あり		
1 昆	時占で	心画	な費用	敷金	100,	000円	100,	000円	
八冶	で見べて	<b>少女</b>	4月巾						
月額	費用の	合計			182,	913円	141,	200円	
	家賃				55,	000円	55,	000円	
		特定	施設入居	者生活介護※の費用	[介護3) 25,	413円			
	サ		食費※1				50,	700円	
	]	ノレ	食費※2	)	54,	000円			
	ビス費	護保険	共益費				14,	500円	
	費田		サービ	ス費			21,	000円	
	用		特定施設	投入居者生活介護管理費	48,	500円			
				田孝の託復榮に広じて					

備考 介護保険費用は利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。 介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。

※1 朝食355円、昼食645円、夕食690円※2 朝食355円、昼食(おやつ込)755円、夕食690円

# (利用料金の算定根拠等)

家賃	土地・建物賃借料等(面積按分)
	家賃の 1.7 ヶ月分
敷金	解約時の対応 原状復帰、クリーニングへの充当
前払金	なし
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	

## (特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い 場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

# (前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月	月数)	
償却の開始日		
想定居住期間を超えて (初期償却額)		
初期償却率(%)		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
及逐步の昇足力伝	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		
別が並の休土元		

# 7 入居者の状況

## (入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	3 人
十一图印力门	75歳以上85歳未満	27 人
	85歳以上	66 人
	自立	10 人
	要支援1	13 人
	要支援2	19 人
要介護度別	要介護 1	23 人
女儿唆汉加	要介護 2	24 人
	要介護3	3 人
	要介護4	3 人
	要介護 5	1 人
	6か月未満	12 人
	6か月以上1年未満	12 人
入居期間別	1年以上5年未満	46 人
	5年以上10年未満	26 人
	10年以上	0 人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	0 人 / 0 人
入居者数		96 人

# (入居者の属性)

性別	男性		23	人	女性		73 人
男女比率	男性		24	%	女性	76 %	
入居率	96	%	平均年齢	86. 38	歳	平均要介護度	1. 14

# (前年度における退去者の状況)

	自宅等	5 人						
	社会福祉施設	6 人						
退去先別の人数	医療機関	4 人						
	死亡者	4 人						
	その他	0 人						
		0 人						
	施設側の申し出	(解約事由の例)						
生前解約の状況								
(土. 月1) 月年ポソVノ4人 (元		19 人						
	入居者側の申し出	(解約事由の例)						
		特養入所・長期入院・介護度重度化により						

## 8 苦情・事故等に関する体制

## (利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		フルール長尾事務室						
電話番号 / FAX		072-807-5258 / 072-807-5272						
	平日	9時から17時						
対応している時間	土曜	9時から17時						
	日曜・祝日	なし						
定休日		日祝日・年末年始						
窓口の名称 (保険者市町村)		枚方市健康福祉部健康寿命推進室 長寿・介護保険課						
電話番号 / FAX		072-841-1460						
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$						
定休日		土日祝日・年末年始						
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会						
電話番号 / FAX		06-6949-5418 / 072-841-1322						
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$						
定休日		土日祝日・年末年始						
窓口の名称(苦情)		枚方市健康福祉部健康寿命推進室 長寿・介護保険課						
電話番号 / FAX		072-841-1460						
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$						
定休日		土日祝日・年末年始						
窓口の名称(事故)		枚方市健康福祉部 福祉指導監査課						
電話番号 / FAX		072-841-1468 / 072-841-1322						
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$						
定休日		土日祝日・年末年始						
窓口の名称(虐待)		枚方市健康福祉部福祉事務所 健康福祉総合相談課						
電話番号 / FAX		072-841-1401 / 072-841-5711						
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$						
定休日		土日祝日・年末年始						

## (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険2型
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		に対して行ったサービス提供により賠償す た場合は、上記保険業者と協議のうえ、損 行います
事故対応及びその予防のための指針	あり	

# (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり	の場合	「ご意見箱」の設置	
利用者アンケート調査、意			実施日	平成 26年10月より	
見箱等利用者の意見等を把 握する取組の状況	あり			なし	
度りの収組の状況			結果の開示	開示の方法	なお記名者には個別対応
	なし	あり	の場合		
第三者による評価の実施状況			実施日		
			評価機関名称		
			結果の開示		
				開示の方法	

## 9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

			_				
			あ	りの場合			
				開催頻度		年 回	
運営	運営懇談会			構成員			
			な	しの場合の代替 措置の内容			
提	隽ホームへの移行	なし		りの場合の提携 ーム名			
個/	人情報の保護	①関個に②ス第③い④さの【①議人で②にをす③示場行担事す人努事提三まて事せ秘個事等情入事よも。事す合うと業る情め業供者にも業る密人業に報居業るつ 業るはもな	者法報る者をに、継者たを情者おに者者もて、者こ、のりに律のも及す源こ総に8倍幸にVTのにの管、かと追とす	ますのでは、大きのでは、これでは、これでは、これでは、、は、、は、、は、、ないでは、、はいでは、はいでは、、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいは、はい	そ動り 用と す 業るをて予固文服を記分 こ吉子にの省た すみ る 務期、】め人書をの録の つ果いご	の文書で同意を得ない限り、サービ 人情報を用いません。また、入居者 書で同意を得ない限り、サービス担 を用いません。 の家族に関する個人情報が含まれる 最を含む。)については、善良な管 の際にも第三者への漏洩を防止する ついては、入居者の求めに応じてそ 果、情報の訂正、追加または削除を い、利用目的の達成に必要な場合は、 際して複写料などが必要な場合は、	者な は理 し 秘いす スの当 記理も の求で人に取 、由 た 密て。 担家者 録者の 内め訂者おり サな 後 をも 当族会 物のと 容ら正あけ扱 一く に 保、 者の議 (注し をれ等りるい ビ、 お 持そ 会個等 紙意ま 開たを負
緊急	急時等における対応方法	に主治医	をに			犬の急変、その他緊急事態が生じたと を講じるとともに、協力医療機関に救:	
サー	ービス提供に関する記録	サービス 年間保存 ②入居者	ス内 字し	容等の記録を行うます。	うこ て保	皆生活介護を提供した際には、提供し こととし、その記録はサービスを提供 保存されるサービス提供記録の閲覧及	した目から5
	反府福祉のまちづくり条例に かる基準の適合性	適合		適合の場合 内容			
指導	ち市有料老人ホーム設置運営 導指針「5 規模及び構造設 に合致しない事項	あり					
	合致しない事項がある場合 の内容						
	「6 既存建築物等の活用の 場合等の特例」への適合性		てレ	いる			
			置容				
	合致しない事項がある場合 の入居者への説明						
上記	2項目以外で合致しない事項						
	合致しない事項の内容						
	代替措置等の内容						

合致しない事項がある場合 の入居者への説明 添付書類:別添1 (事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス)

別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

別添3 (特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表)

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号)」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第49号)」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日: 年 月 日

法 人 名 : 社会福祉法人美郷会

代表者氏名: 理事長 佐藤 眞杉

事業所名: サービス付き高齢者向け住宅 フルール長尾

説明者氏名:

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

(入居者)

住 所

氏 名:

(入居者代理人)

住 所:

氏 名:

## (別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
		デイサービスセンター美郷	枚方市西招提町1253
		デイサービスセンターくずは美郷	枚方市南楠葉1-65-25
通所介護	あり	デイサービスセンターくずは西美郷	枚方市西船橋2-58-3
		デイサービスセンターフルール長尾	枚方市藤阪東町3-5-8
		デイサービスセンターフルール長尾	枚方市交北3-9-12
通所リハビリテーション	なし	,	
2017	0, 0	特別養護老人ホーム美郷	枚方市西招提町1253
1:	あり	ショートステイセンターくずは美郷	枚方市南楠葉1-65-25
短期入所生活介護		ショートステイセンターくずは西美郷	枚方市西船橋2-58-3
		ショートステイセンターフルール長尾	枚方市藤阪東町3-5-8
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホーム美華	枚方市招提北町2-34-1
行 定 他 成 八 占 有 主 占 力	<i>wy</i> 'y	有料老人ホームまきの美郷	枚方市牧野北町11-15
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷	枚方市牧野北町11-15
認知症対応型共同生活介護		グループホーム美郷	枚方市西招提町1253
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	小規模特別養護老人ホームくずは美郷	枚方市南楠葉1-65-25
	.2.	小規模特別養護者人ホームくずは西美郷	枚方市西船橋2-58-3
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	特別養護老人ホーム美郷居宅介護支援事業所	枚方市西招提町1253

<介護予防サービス>							
介護予防訪問入浴介護	なし						
介護予防訪問看護	なし						
介護予防訪問リハビリテーション	なし						
介護予防居宅療養管理指導	なし						
介護予防通所リハビリテーション	なし						
		特別養護老人ホーム美郷	枚方市西招提町1253				
   介護予防短期入所生活介護	あり	ショートステイセンターくずは美郷	枚方市南樟葉1-65-25				
	<i>α)</i> ')	ショートステイセンターくずは西美郷	枚方市西船橋2-58-3				
		ショートステイセンターフルール長尾	枚方市藤阪東町3-5-8				
介護予防短期入所療養介護	なし						
○	あり	有料老人ホーム美華	枚方市招提北町2-34-1				
介護予防特定施設入居者生活介護	めり	有料老人ホームまきの美郷	枚方市牧野北町11-15				
介護予防福祉用具貸与	なし						
特定介護予防福祉用具販売	なし						
<第1号事業>							
予防訪問事業	なし						
1 NA MATERIAL A NK	- 54 0	デイサービスセンター美郷	枚方市西招提町1253				
		デイサービスセンターくずは美組					
  予防通所事業	あり	ディサービスセンターくずは西美					
1 1/4/20/1 4 //	<i>u,</i> ,	デイサービスセンターフルール長尾					
		ディサービ スセンターフルール田 ノロ					
□ <地域密着型介護予防サービス>		7 19 C XE29 711 11 11 12 C	21 6 CIT X 41 C (X)				
	2. 2						
介護予防認知症対応型通所介護	なし						
介護予防小規模多機能型居宅介護		小規模多機能ホームまきの美郷					
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷	枚方市西招提町1253				
介護予防支援	あり	枚方市地域包括支援センター美郷会	枚方市北中振1-8-13				
<介護保険施設>							
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム美郷	枚方市西招提町1253				
介護老人保健施設	なし						
介護療養型医療施設	なし						
介護医療院	なし						
71 BA E-76176	0, 0						

### (別添2)

### 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		<b>佐凯</b> 不 字 佐 十 :	るサービス(介護保険外サービス等)	
		旭畝で天旭り	料金※(税込みの総額)	備考
	食事介助	あり	月額費に含む	希望により居室内で食事介助を実施する場合、30分770円負担
		あり	 月額費に含む	
介	************************************	あり	利用料金表参照	
護		<u>あり</u>	週3回までは月額費に含む	
1	特浴介助	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
ビス	身辺介助 (移動・着替え等)	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	 月額費に含む	
	通院介助	あり	協力医療機関への送迎、救急対応時の付き添	協力医療機関以外への送迎をご希望の場合は、職員1名につき30分770円負担
	居室清掃	あり	いは月額費に含む 月額費に含む	mysewingov - water and of the same of the
	リネン交換	あり		
	日常の洗濯	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、1回610円負担
生.	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	
活	スピーニー	あり	月額費に含む	
サー	おやつ	なし	月額費に合む	
ビス	型美容師による理美容サービス	あり	利用料金表参照	自己負担
	買い物代行	あり	定期実施の月1回までは月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	役所手続代行	なし	介護保険更新・区変手続は月1回まで月額費	定期以外の場合、30分770円負担
	金銭・貯金管理	なし	<u>に含む</u>	人为15/17/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/
健	定期健康診断	あり		希望により自己負担で実施
康	健康相談	 あり	 月額費に含む	和主により自己負担く大腿
管理	生活指導・栄養指導	 あり	月額費に合む 	
サー	服薬支援	 あり	万	
ビス	放果×佐   生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	 あり	月 額 費 に 含 む 	
入	移送サービス	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
退院	入退院時の同行	なし	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
のサ	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	協力医療機関への洗濯物交換は、週1回まで	協力医療機関の作べの場合、17部417名につき30万770日 協力医療機関への洗濯物交換が週2回以上の場合、1回610円負担
ビ		なし	は月額費に含む	励力   広水   放   パック ( ) 使   初 文 ( ) 外 ( ) 型 ( ) 型 ( ) 以 ( ) で で 、 1 回 0 1 0 円 負 担
ス	入院中の見舞い訪問	なし	協力医療機関への場合、月額費に含む	

<sup>※1</sup>利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

### (別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和4年(2022年)8月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

<ul><li>○ 月版報酬課び自己共正至十五/月版内於報酬課びフライバ自共正課行がひた課と共正していたにこのフックライン</li></ul>							
	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)		
要支援1	182	1,901円	191円	381円	571円		
要支援2	311	3,249円	325円	650円	975円		
要介護1	538	5,622円	563円	1,125円	1,687円		
要介護2	604	6,311円	632円	1,263円	1,894円		
要介護3	674	7,043円	705円	1,409円	2,113円		
要介護4	738	7,712円	772円	1,543円	2,314円		
要介護5	807	8,433円	844円	1,687円	2,530円		
要介護1(短期利用)	538	5,622円	563円	1,125円	1,687円		
要介護2(短期利用)	604	6,311円	632円	1,263円	1,894円		
要介護3(短期利用)	674	7,043円	705円	1,409円	2,113円		
要介護4(短期利用)	738	7,712円	772円	1,543円	2,314円		
要介護5(短期利用)	807	8,433円	844円	1,687円	2,530円		

<sup>・</sup> (注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご留意ください。

### 【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
入居継続支援加算(I)(★)	36	376円	38円	76円	113円	-1日につき
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円	ו מוכ ספ
生活機能向上連携加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に 1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能 訓練加算を算定の場 合は(I)ではなく(Ⅱ) を算定、この場合の (Ⅱ)は100単位)
個別機能訓練加算(I)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	ונוכ ספ
ADL維持等加算(I)(★)	30	313円	32円	63円	94円	-1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円	IMIC JE
夜間看護体制加算(★)	10	104円	11円	21円	32円	1日につき
若年性認知症入居者受入加 算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき
医療機関連携加算	80	836円	84円	168円	251円	1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	313円	32円	63円	94円	1回につき

<sup>※</sup>身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

<sup>※</sup>令和3年9月30日までの間は基本報酬に係る経過措置により、経過措置に規定される所定単位数の1001/1000に相当する単位数を算定します。

口腔・栄養スクリーニング加	20	209円	21円	42円	63円	1日につき	
算 	学的介護推進体制加算 40					_	
科字的介護推進体制加昇			42円	84円	126円	1日につき	
退院・退所時連携加算(★)	30	313円	32円	63円	94円	1日につき	
	72	752円	76円	151円	226円	1日につき(死亡日以 前31日以上45日以下)	
看取り介護加算(I)(★)	144	1,504円	151円	301円	452円	1日につき(死亡日以 前4日以上30日以下)	
	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	1日につき(死亡日の 前日及び前々日)	
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	1日につき(死亡日)	
	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	1日につき(死亡日以 前31日以上45日以下)	
看取り介護加算(Ⅱ)(★)	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	1日につき(死亡日以前4日以上30日以下)	
	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	1日につき(死亡日の 前日及び前々日)	
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	1日につき(死亡日)	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	-1日につき	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	1 11 10 70	
サービス提供体制強化加算 (I)	22	229円	23円	46円	69円		
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき	
サービス提供体制強化加算 (皿)	6	62円	7円	13円	19円		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 82/1000		左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 60/1000	左記の単位数 ×地域区分				位数(所定単位数) <u>※介護職員等特定処</u> 遇改善加算及び介護	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 33/1000					<u>職員等ベースアップ等</u> 支援加算を除く	
介護職員等特定処遇改善加 算(I)	所定単位数の 18/1000	左記の単位数	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善	
介護職員等特定処遇改善加 算(II)	所定単位数の 12/1000	×地域区分				加算 <u>及び介護職員等</u> ベースアップ等支援加 <u>算</u> を除く	
介護職員等ベースアップ等支 援加算 【令和4年(2022年)10月1日か ら適用】	<u>所定単位数の</u> <u>15/1000</u>	<u>左記の単位数</u> <u>×地域区分</u>	<u>左記の1割</u>	<u>左記の2割</u>	<u>左記の3割</u>	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員処遇改善加算及び介護職員等 特定処遇改善加算を 除く	

<sup>※(★)</sup>は要介護のみ。

## ② 要支援·要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
	(1割の場合)	7,866	12,374			
自己負担	(2割の場合)	15,732	24,748			
	(3割の場合)	23,598	37,122			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	(1割の場合)	20,659	22,966	25,413	27,650	30,062
自己負担	(2割の場合)	41,318	45,932	50,825	55,300	60,123
	(3割の場合)	61,976	68,898	76,237	82,949	90,185

- 上記見積もりは、〇〇加算、〇〇加算を含んでいます。
- ・1ヶ月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### ③加算の概要

### ・入居継続支援加算【要支援は除く】

入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして枚方市に届け出ている場合に算定します。

#### 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

#### •個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

#### ·ADL維持等加算【要支援は除く】

ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

### ・夜間看護体制加算【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、看護職員又は病院等との連携により、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

なお、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して指針の内容を説明し、同意を得ます。

### •若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

#### •医療機関連携加算

医療機関連携加算は、当事業所の看護職員が利用者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して利用者の健康状況について、月に1回以上情報提供している場合に算定します。

### ·口腔衛生管理体制加算

ロ腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を 月1回以上受けている場合に算定します。

### ・口腔・栄養スクリーニング加算

口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

### •科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

#### ・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。

### ・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

### ・認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

#### ・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして枚方市に届け出た施設が、利用者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

### ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算

<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、</u>介護職員等の処遇を改善するために賃金改善 や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ</u> 等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。